

○平成九年郵政省告示第六百六十六号（認定点検事業者が行う点検の実施方法を定める件）の改正案新旧対照条文

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 登録点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気的特性の点検（表略）</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>注3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四号第二号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> <p>注4 （略）</p>	<p>第一 登録点検事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第10条の点検の実施項目に係る点検の実施方法は、次のとおりとする。</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 無線設備等</p> <p>一 （略）</p> <p>二 電気的特性の点検（表略）</p> <p>注1・2 （略）</p> <p>注3 送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第四号第二号の適合表示無線設備については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の項目について省略することができる。</p> <p>注4 （略）</p>

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(略)	(略)
2 船舶局	<p>(1) <u>無線電信又は無線電話については、次のとおりとする。</u></p> <p>ア <u>設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、無線電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、無線電話については感度及び明瞭度を確認する。</u></p> <p>イ <u>無線電話について、アによることが困難な場合は、任意の1周波数を使用して電波を発射し、他の無線局等の受信機を用いて感度及び明瞭度を確認するとともに、任意の周波数の電波を受信して感度を確認す</u></p>	記載にあたっては、通信の相手方、使用した電波の型式及び周波数、自局の位置及び高度も

三 総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地に通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。

点検対象無線局等の種別	総合試験の方法等	備考
1 航空機局	(略)	(略)
2 船舶局	<p>(1) <u>無線電信又は無線電話については設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、電信については、感度、明瞭度及び発射の音調を、電話については感度及び明瞭度を確認する。</u></p>	(同左)

	<p>る。</p> <p>(2) デジタル選択呼出装置 (以下「DSC」という。) 又は狭帯域直接印刷電信 (以下「NBDP」という。) については、次のとおりとする。</p> <p>ア DSC (適合表示無線設備を除く。) 又はNBDP (中短波帯の周波数の電波を使用するものを除く。) の設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定状況の良否及び文字の復調状況を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	併せて記載すること。			<p>(2) デジタル選択呼出装置 (以下「DSC」という。) 又は狭帯域直接印刷電信 (以下「NBDP」という。) については、次のとおりとする。</p> <p>ア DSC又はNBDPの設備ごとに任意の1周波数を選定して実地通信を行い、通信の設定状況の良否及び文字の復調状況を確認する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) ～ (5) (略)</p>	
(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)